

1 事業名

所沢市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正

2 事業の概要

本市の子ども医療費助成は、15歳に達した日の属する年度の末日まで(中学校3年生まで)の児童を対象として実施しているが、令和6年10月から、対象児童の年齢を18歳に達した日の属する年度の末日まで(高校3年生まで)に拡大し、更なる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

埼玉県内の40市のうち、入院は25市が、通院は17市が18歳に達した日の属する年度の末日まで(高校3年生まで)を助成対象としている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

・パブリックコメント手続

実施期間 令和5年11月22日～12月21日

意見提出者数 24名

意見数 24件

5 関係法令、基本計画との整合性

乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱(県)

6 事業費及びその財源等

【改正による影響額】

135,658千円

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第27号 所沢市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に達した日の属する年度の末日までにある者
- (2) 対象児童 市内に住所を有する子どもであって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）及び被扶養者であるもの。ただし、次のアからカまでのいずれかに該当する者を除く。

ア～オ 略

カ 他の都道府県又は市区町村が実施するこの条例又はエ若しくはオに規定する条例と同様の医療費の助成制度により医療費の助成を現に受けている者

- (3) 受給資格者 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、子どもの医療費の助成について受給資格を市長から認定されたもの

ア 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、対象児童を現に監護している主たる生計維持者（日本国内に住所を有する者に限る。）

イ 対象児童のうち、15歳に達した日の属する年度の翌年度の初日から18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者であって、何人からも監護されていないもの

(4)～(8) 略

(助成方法)

第4条 前条第1項に規定する助成は、受給資格者からの申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象児童が市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、規則の定めるところにより子どもの医

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳に達した日の属する年度の末日までにある者
- (2) 対象児童 市内に住所を有する子どもであって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）及び被扶養者であるもの。ただし、次のアからオまでのいずれかに該当する者を除く。

ア～オ 略

- (3) 受給資格者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、対象児童を現に監護している主たる生計維持者であって、子どもの医療費の助成について受給資格を市長から認定されたもの

(4)～(8) 略

(助成方法)

第4条 前条第1項に規定する助成は、保護者からの申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、対象児童が、市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、子どもの医療費を代わって当該医療

療費を代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 略

(受給資格者の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定める申請書を提出して、子どもの医療費の助成について受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項の申請があった場合は、市長は、規則の定めるところにより内容を審査し、相当と認めたときは、当該子どもの保護者であり、かつ、その主たる生計維持者 (当該子どもが15歳に達した日の属する年度の翌年度の初日から18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者であって、何人からも監護されていないものであるときは、当該子ども本人) を受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。

3～5 略

機関等に支払うことができる。

3 略

(受給資格者の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする保護者は、規則で定める申請書を提出して、子どもの医療費の助成について受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項の申請があった場合は、市長は、規則の定めるところにより内容を審査し、相当と認めたときは、当該子どもの保護者であり、かつ、その主たる生計維持者を受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。

3～5 略